

中小企業の人材確保を福岡県が応援

FUKUOKA

奨学金返還支援 プログラム



補助金申請の手引き

初版 2026年7月1日

福岡県中小企業経営支援課

はじめに

この手引きでは、奨学金返還支援プログラムの概要、補助金受給事業者の要件、申請方法、提出書類等、補助金の導入に関して記載しています。
本補助金を導入する企業は、この手引きの手順に沿って申請ください。

◆用語の定義

この手引きや本事業の WEB サイトおける以下の用語は、福岡県奨学金返還助成による中小企業人材確保支援事業補助金交付要綱（以下補助金交付要綱という）の第 2 条に定められている定義に沿って記載されています。

（１） 中小企業

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。

（２） 本店

登記事項証明書に記載されている本店をいう。

（３） 奨学金

教育機関における修学を支援するために貸与される学資金等のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金

イ 地方公共団体、大学、民間企業、その他の団体や法人等が貸与する奨学金

（４） 支援制度

中小企業が、就業規則や賃金規程など明文化された規定（以下「内部規定等」という。）に基づき、奨学金を返還している従業員に対してその全部又は一部を支援する目的で現金（口座振込によるものも含む。以下同じ。）を年 1 回以上給付（以下「手当等」という。）すること、又は当該従業員に代わって奨学金の債権者に対して年 1 回以上直接送金（以下「代理返還」という。）することにより、当該従業員本人が主たる債務者となっている奨学金の返済に係る負担を軽減する制度をいう。ただし、当該従業員が退職した場合に、当該従業員に対して既に支払われた手当等又は代理返還額の全部又は一部の返還義務を負わせるものは除く。

（５） 正社員

期間の定めのない雇用契約を企業と直接契約している従業員をいう。

（６） 会計年度

地方自治法第 208 条第 1 項に定める会計年度をいう。

Table of Contents

目次

1. 補助金の概要	P 1
1-1 目的	P 1
1-2 概要	P 1
2. 申請要件	P 2
2-1 補助事業者の要件	P 2
2-2 対象従業員の要件	P 4
3. 補助金の計算	P 5
3-1 補助額	P 5
3-2 補助金（補助額）の計算例	P 5
4. 申請から交付までの手続き	P 6
4-1 補助金交付までの流れ	P 6
4-2 令和8年度スケジュール	P 7
5. 不正受給等による交付決定取り消しの取扱い	P 11
6. お問い合わせ先	P 11
7. Q&A	P 12

1. 補助金の概要

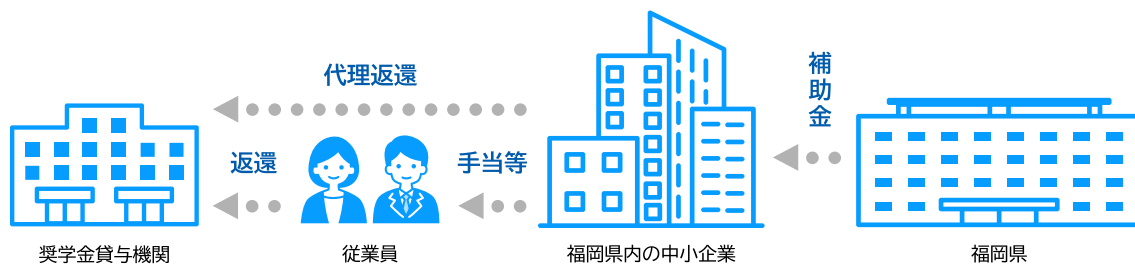
1-1 目的

本事業は、中小企業が実施する従業員の奨学金代理返還や手当支給に要する経費に対し助成を行い、県内中小企業の若手人材確保と定着を促進することを目的としています。

1-2 概要

福岡県は、奨学金返還支援制度を実施している福岡県内の中小企業を対象に、中小企業の負担額に対して補助金を交付しています。

奨学金返還支援制度の導入が補助金の申請要件となっています。支援制度について、詳しくは奨学金返還支援プログラムサイト「[奨学金返還支援制度とは？](https://xb137916.xbiz.jp/test/shogakukin-henkan-shien/scholarship/)」のページをご確認ください。<https://xb137916.xbiz.jp/test/shogakukin-henkan-shien/scholarship/>



対象企業の要件

企業

- 福岡県に本店があること
- 支援制度を設け、実施していること。
(実施することが決定している場合を含む)

従業員

- 正社員として雇用されていること。
- 本人名義で返還中、または返還予定であること。
- 勤務先が福岡県内の事業所であること。

補助金について

補助率

奨学金返還支援を行った企業負担額の

1/2

補助額

奨学金返還支援を行った企業1社につき

上限 **50** 万円/年まで

2. 申請要件

【補助事業者の要件】を満たす中小企業が【対象従業員の要件】を満たす従業員に対して支援制度を行っている場合に、申請することができます。

2-1 補助事業者の要件 - 補助金交付要綱 第4条（補助事業者）

- (1) 福岡県内に本店があること。
- (2) 支援制度を設け、実施していること（実施することが決定している場合を含む。）。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年10月19日福岡県条例第59号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 国、県または市町村が出資による権利を有する事業者でないこと。
- (5) 補助金の申請を行う会計年度（以下「補助申請年度」という。）において、国及び地方公共団体（福岡県を含む。）並びにその他民間団体等が実施する、中小企業への奨学金返還支援を目的とした他の助成金等の交付を受けていないこと。（予定を含む。）
- (6) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等、補助金の交付が適当でないと思事がある事業者でないこと。

—中小企業の範囲—

本事業における中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者としています。

業種	定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

—奨学金返還支援制度とは—

企業が従業員の奨学金返還額の一部または全部を補助し、経済的負担の軽減や人材確保を目的とする支援制度です。

手当支給型

企業が従業員へ、奨学金返還額の一部または全部を手当等で支給する方法を手当支給型と言います。



代理返還型

企業が従業員に代わって、奨学返還額の一部または全部を奨学金貸与機関に直接支払う方法を代理返還型と言います。



支援制度に関する詳細や、内部規定の整備における注意事項、内部規定の作成例などを特設サイトの「[奨学金返還支援制度とは？](#)」のページで紹介しています。

—内部規定の整備について—

「福岡県奨学金返還助成による中小企業人材確保支援事業補助金交付要綱」第8条第3号において、補助金の交付申請時には「支援制度に係る内部規定等の写し」を提出していただくこととなっています。すでに内部規定を設けている場合も、補助制度への申請を御検討されている方は、「奨学金返還支援制度に関する内部規定について(注意事項)」に記載の内容が内部規定に記載されているかを御確認ください。

▶ 奨学金返還支援制度とは？ - 福岡県奨学金返還助成による中小企業人材確保支援事業

<https://shogakukin-henkan-shien.pref.fukuoka.lg.jp/>

2-2 対象従業員の要件 - 補助金交付要綱 第5条(対象従業員)

- (1) 補助事業者において、正社員として雇用されていること。
- (2) 本人の名義で借り受けた奨学金を返還中、または返還開始予定であること。
- (3) 勤務地が福岡県内の事業所であること。
- (4) 役員等、事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。
- (5) 補助事業者が個人事業主(実質的に代表者の個人事業と認められる法人を含む。)である場合においては、当該個人事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が対象従業員以外の従業員と同様であると認められる者を除く。

3. 補助金の計算

3-1 補助額 - 補助金交付要綱 第6条（補助対象経費、補助額等）

補助額は、対象者1人につき下記の通り計算されます。

補助額	1 代理返還による支援の場合は、当該会計年度中に奨学金の債権者へ代理返還した額に補助率を乗じた額 2 手当等による支援の場合は、当該会計年度中*に支払った以下の(1)、(2)のいずれか低い額に補助率を乗じた額 (1) 対象従業員が返還した奨学金の額 (2) 補助事業者が支援制度に基づき給付した額
補助率	1/2以内
会計年度の補助上限額	50万円

※会計年度とは4/1~3/31までをいう

3-2 補助金（補助額）の計算例 - 補助金交付要綱 第6条（補助対象経費、補助額等）

以下の表は、該当年度の4月1日~3月31日までの期間に支援制度が実施された場合の補助額のシミュレーションです。

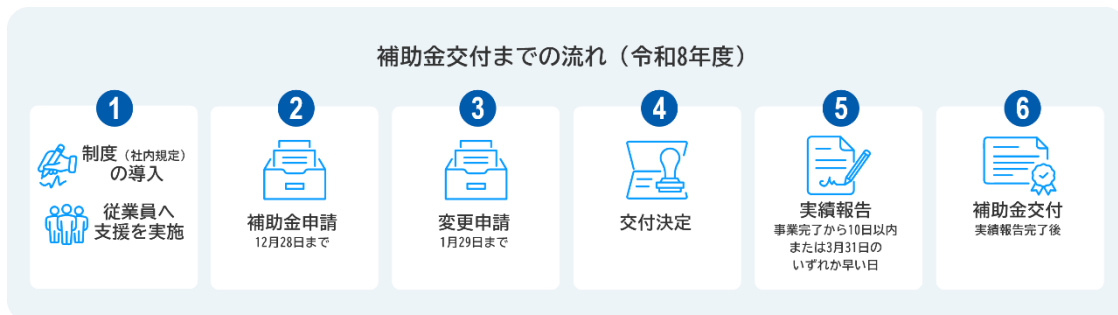
$$\text{補助対象額} \times \text{補助率（2分の1）} = \text{補助額} \leq \text{上限額（50万円）}$$

返還のケース	奨学金返還額	企業の奨学金返還支援額	企業負担額	補助額
全額を代理返還・または手当支給	20万円	20万円	10万円	10万円
一部を代理返還・または手当支給	20万円	10万円	5万円	5万円
手当支給の場合かつ 実際の返還額より手当が多い場合	15万円	20万円	12.5万円	7.5万円

4. 申請から交付までの手続き

申請時期に関わらず、年度内に実施した支援制度に対して補助金は交付されますが、各手続き段階に期限が設けられています。遅れや提出漏れの無いようご注意ください。補助金が交付できなくなったり、想定よりも補助額が減ったりすることがあります。

4-1 補助金交付までの流れ



■書類の提出方法

次のいずれかの方法で申請書および添付資料を提出してください。

ふくおか電子申請サービス

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsJuminWeb/LinkGate.harp>

ふくおか電子申請サービスをご利用いただくと、オンラインでご提出いただけます。

※利用には利用者登録が必要です。

メール

chukei@pref.fukuoka.lg.jp

※添付ファイルの容量が大きい（10MB を超える）場合は、複数通に分けてご送付ください。

郵送

〒812-8577

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課管理指導係

4-2 令和8年度スケジュール

実施内容	実施者	時期・期間
交付申請	事業者	～令和8年12月28日まで
交付決定通知	福岡県	申請から1～2ヶ月後
変更交付申請	事業者	令和9年1月29日まで
(変更承認決定通知)	福岡県	申請から1～2ヶ月後
実績報告	事業者	事業完了から10日以内または3月31日のいずれか早い日
額の確定	福岡県	実施報告完了後5月末まで
補助金請求	事業者	
補助金交付	福岡県	

交付申請

■申請に必要な書類

次の県指定の様式による書類に加えて、(1)～(8)の書類を添えて提出してください。

特設サイトからダウンロードできる県指定の様式

次の書類は特設サイトからダウンロードして作成してください。

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第1-2号）
- ・ 役員名簿（様式第1-3号）

- (1) 履歴事項全部証明書の写し（※1）
- (2) 中小企業であることが確認できる書類（※2）
- (3) 支援制度に係る内部規定等の写し（※3）
- (4) 対象従業員の雇用関係、雇用形態が確認できる書類
（労働条件通知書、雇用契約書等）の写し
- (5) 対象従業員の勤務地が確認できる書類（労働者名簿等）の写し
- (6) 対象従業員の返還額等が分かる書類（返還明細書等）の写し（※4）
- (7) 補助金振込先口座情報が確認できる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類（※5）

※1 履歴事項全部証明書の写し

補助申請年度中発行されたものに限ります。個人事業主の場合は開業届をご提出ください。

※2 中小企業であることが確認できる書類

従業員数が確認できる書類等、ただし、履歴事項全部証明書に記載の資本金額で中小企業であることが確認できる場合は不要です。

※3 支援制度に係る内部規定等（就業規則、賃金規程等）の写し

特設サイトに内部規定の作成に関する注意事項の記載や作成例があります。事前にご確認ください。

<https://shogakukin-henkan-shien.pref.fukuoka.lg.jp/>

※4 対象従業員の返還額等が分かる書類（返還明細書等）の写し

対象従業員が申請時点で奨学金を返還中または返還開始予定であることが確認できる書類（奨学金返還証明書 等）を提出してください。

返還日数	返還額	返還期
1	100,000	2024年10月
2	100,000	2024年11月
3	100,000	2024年12月
4	100,000	2025年1月
5	100,000	2025年2月
6	100,000	2025年3月
7	100,000	2025年4月
8	100,000	2025年5月
9	100,000	2025年6月
10	100,000	2025年7月
11	100,000	2025年8月
12	100,000	2025年9月

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金返還証明書の例

※5 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

上記以外に、県が必要と判断した書類の提出を求める場合があります。

交付申請期限：令和8年12月28日まで

予算上限に達した場合は、期間内であっても申請受付を終了する場合があります。

交付決定

交付申請の内容を審査し、適当と認められた場合、交付決定通知を交付します。

※原則、申請書に記載のメールアドレスに電子メールにて送付します。

メールアドレスの記載に誤りがないよう、注意してください。

変更交付申請

次のような場合、変更交付申請を行う必要があります。

変更交付申請が必要な例

- ・退職、または新規雇用によって交付対象となる従業員が増減したとき
- ・支援制度による従業員への支給額に増減が発生したとき
- ・支援制度自体を中止するとき
- ・事業計画、交付申請額に変更が生じたとき

■変更申請に必要な書類

次の県指定の様式による書類に加えて、(1)の書類を添えて提出してください。

特設サイトからダウンロードできる県指定の様式

次の書類は特設サイトからダウンロードして作成してください。

- ・(様式第3号) 変更承認申請書
- ・(様式第3-2号) 変更事業計画書

(1) P6の交付申請時に提出した資料のうち、変更内容に係る資料

変更交付申請期限：令和9年1月29日まで

上記期間内に、変更交付申請が行われなかった場合、補助額の増額はできません。

必ず期間内に変更交付申請を行ってください。

変更交付決定

変更交付申請の内容を審査し、適当と認められた場合、変更交付決定通知を交付します。

※原則、申請書に記載のメールアドレスに電子メールにて送付します。

実績報告

補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から10日以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに必要書類を揃えて提出してください。

■実績報告に必要な書類

次の県指定の様式による書類に加えて、(1)～(3)の書類を添えて提出してください。

特設サイトからダウンロードできる県指定の様式

次の書類は特設サイトからダウンロードして作成してください。

- ・(様式第6号) 実績報告書
- ・(様式第6-2号) 事業実績報告書

- (1) 補助金実績報告書(様式第6号)
- (2) 支援実績が確認できる書類
 - 【代理返還による支援の場合】
 - ・対象従業員に代わって奨学金を返還した月ごとの実績が確認できる書類の写し
 - 【手当等による支援の場合】
 - ・対象従業員へ支給した手当等の月ごとの実績が確認できる書類(給与明細書、賃金台帳等)
 - ・対象従業員が奨学金を返還したことを確認できる書類の写し
- (2) その他県が必要と認める書類

**実績報告：事業完了から10日以内または
3月31日のいずれか早い日**

額の確定

実績報告書の内容を審査し、適当と認められた場合、額の確定通知を交付します。
※原則、申請書に記載のメールアドレスに電子メールにて送付します。

請求

額の確定通知受領後、速やかに以下の書類を提出してください。

特設サイトからダウンロードできる県指定の様式

次の書類は特設サイトからダウンロードして作成してください。

- ・(様式第8号) 精算払請求書

支払

交付申請時に指定した口座（すでに県に口座登録している場合は、その口座）に補助金を振込みます。

補助金の交付日：実施報告完了後5月末まで

実績報告書類の内容の確認を行い、補助事業者からの請求に基づき交付します。

5. 不正受給等による交付決定取り消しの取扱い

次のような場合は、補助金の全部または一部を取り消す場合があります。

交付決定を取り消す場合のある例

- ・期限内に書類等を提出しないなど、怠慢があったとき
- ・故意に申請内容を偽って補助金を受給したとき
- ・補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- ・変更交付申請にて、支援制度の中止または廃止を承認したとき

その他、補助金交付要綱に違反したと認められる場合は交付を中止する場合があります。ご了承ください。

6. お問い合わせ先

福岡県 商工部中小企業振興局 中小企業経営支援課

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

TEL : 092-643-3423 (9:00~17:00 土日祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

mail : chukei@pref.fukuoka.lg.jp

7. Q&A

補助事業者関係（要綱第3条、第5条）

Q 1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者とは、具体的にどのような事業者のことですか。

A 1 下表のいずれかを満たす会社及び個人が対象となります。
なお、「資本金の額（出資の総額）」と「従業員数」のどちらかの基準を満たせば対象となります。両方の基準を満たす必要はありません。

業種	定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

Q 2 中小企業基本法上の製造業その他・卸売業・小売業・サービス業のいずれに分類されるのか、判断する方法を教えてください。

A 2 まず、下記URLの総務省が所管する日本標準産業分類をご覧いただき、分類項目名、説明及び内容例示からどの分類にあてはまるのかご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05koumokusetsumei.html

次に、下記URLの対応表からどの業種に該当するのかご確認ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_14.pdf

Q 3 複数の事業を営んでいる場合、どの業種に分類されますか。

A 3 別業種に属する複数の事業を持つ場合は「主たる事業」（原則として売上高が最も大きい事業）に該当する業種で判断されます。

Q 4 個人事業主は補助対象になりますか。

A 4 個人事業主も補助対象です。

なお、個人事業主の場合、業種区分に応じた「常時使用する従業員の数」で中小企業者に該当するかを判断してください。

Q 5 士業の法人は、補助対象になりますか。

A 5 税理士や行政書士などの士業法人も、会社法に基づき設立された法人であれば、中小企業基本法の定義に含まれることから、補助対象になります。

Q 6 福岡県外に本店があり、県内に支店がある場合、補助対象となりますか。

A 6 県内に登記上の本店がある事業者が対象になりますので、ご質問のケースでは、県内に支店があっても補助対象とはなりません。

Q 7 奨学金返還支援は実施していますが、内部規定等は設けていません。この場合、補助対象になりますか。

A 7 対象になりません。企業が、就業規則や賃金規程など明文化された規定に基づき、奨学金を返還している従業員に対して支援することを要件としておりますので、申請前に内部規定等の整備をお願いします。

Q 8 就業規則の作成及び届出義務がない中小企業者であり、就業規則等を作成していませんが、補助対象となりますか。

A 8 就業規則がなくても補助対象となります。ただし、内部規定等を設けていることが補助要件となるため、申請までに奨学金返還支援制度を設けていることがわかる内部規定等を整備してください。

Q 9 補助申請後に、奨学金返還支援に係る内部規定等を変更した場合、どのような対応が必要ですか。

A 9 内部規定等を変更した場合は、県担当者への連絡をお願いします。内部規定等変更により、補助金額が変更になる場合、(様式第3号)変更承認申請書の提出が必要なるケースがあります。

Q 10 ほかの自治体(都道府県及び市町村)から同様の補助金を受けている場合、県の補助金を同時に受けとる(併用する)ことはできますか。

A 10 補助の併用はできません。ただし、企業による併用を認めないものであり、従業員個人がほかの自治体から同様の補助を受けることは問題ありません。

なお、ほかの自治体の同様の補助制度が併用を認めている場合であっても、県補助制度は併用を認めないことに注意ください。

対象従業員関係(要綱第3条、第6条)

Q 11 支援対象とする従業員に採用年数や年齢の要件はありますか。

A 11 補助要件として、採用年数や年齢、採用の形態(新卒・中途)及び採用の時期(支援制度導入前からの雇用又は制度導入後に雇用)の制限はありません。

なお、内部規定等において、各社が独自に年齢要件等を設けることを妨げるものではありません。

Q 1 2 現在は有期雇用契約だが、年度内に「正社員」へ転換することが決定している従業員は補助対象となりますか。

A 1 2 補助対象となります。ただし、補助金の対象となるのは、正社員へ転換した日以降の手当等による支援のみが対象となり、有期雇用期間中に実施した支援は、補助対象とはなりません。

なお、企業による有期雇用期間中の支援を妨げるものではありません。

Q 1 3 今年度の4月に正社員として採用した従業員は、奨学金の返還が10月から開始され、同月から返還支援を開始することが決定しています。この場合、補助対象となりますか。また、どのように申請すればよいですか。

A 1 3 奨学金の返還及び返還への支援を開始された月から、補助対象となります。(様式第1-2号)事業計画書に、支援を開始される月を明らかにして申請してください。支援を開始する月が明らかな場合、支援開始前に申請することも可能です。

Q 1 4 地域限定社員(エリア限定社員)や短時間労働社員も、正社員となりますか。

A 1 4 本事業において、正社員は「期間の定めのない雇用契約を企業と直接契約している従業員」としていますので、本条件に合致するならば、地域限定社員や短時間労働社員も、正社員として補助対象となります。

Q 1 5 子会社等へ出向している従業員を支援対象とすることはできますか。

A 1 5 次の条件を満たしている場合は、出向元企業の支援対象とすることができます。

- ・要綱第6条の対象従業員の要件を満たしていること。
- ・出向先企業での勤務事業所が、福岡県内であること。
- ・出向元企業における雇用保険被保険者資格を有していること。
- ・奨学金返還支援にかかる手当等の支給元が、出向元企業であること。

Q 1 6 「役員等、事業主と利益を同一にする地位の者でないこと」とは、具体的にどのような者のことですか。

A 1 6 取締役や理事などの役員は、法人や個人事業主が行う経営に責任のある立場であることから、補助対象とすることはできません。

Q 1 7 「個人事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が対象従業員以外の従業員と同様であると認められる者を除く。」とは、具体的にどのような者のことですか。

A 1 7 前半部分について、個人事業主（実質的に代表者の個人事業と認められる法人を含む。）と同居している親族は、補助対象外となります。

後半部分の「勤務実態、勤務条件が対象従業員以外の従業員と同様」については、個人事業主の指揮命令に従っている勤務実態が明らかであること、および勤務時間や賃金の支払等の勤務条件が他の従業員と同様である場合は、個人事業主と同居している親族であっても補助対象となることを示しています。

Q 1 8 補助申請後、年度の途中で採用した従業員を補助対象として追加することはできますか。

A 1 8 可能です。（様式第 4 号）変更承認申請書により、県へ変更承認申請を行ってください。ただし、当初申請で補助上限額に達している場合は、追加することができません。

補助対象経費・補助額関係（要綱第 3 条、第 7 条）

Q 1 9 「地方公共団体、大学、民間企業、その他の団体や法人等が貸与する奨学金」とは、具体的にどのような奨学金が該当しますか。

A 1 9 教育機関における修学を支援するために貸与される学資金等であって、支援対象従業員本人名義で借り受けており、返済義務のある貸与型のものを対象としております。

Q 2 0 教育ローンの返済は補助対象になりますか。

A 2 0 金融機関が貸出者となる教育ローンは、本補助制度の対象外です。

Q 2 1 高校と大学でそれぞれ別の奨学金を借り入れている場合、両方の奨学金返還支援を補助対象とすることができますか。

A 2 1 可能です。同一の支援対象従業員について2種以上の奨学金返還支援を補助対象とする場合、奨学金の種類別に2行に分けて(様式第1-2号)事業計画書に返還計画を記載してください。

Q 2 2 奨学金に係る利子の返還も補助対象となりますか。

A 2 2 対象となります。ただし、奨学金返還のために企業又は従業員が負担した振込手数料等は補助対象になりません。

Q 2 3 当社では、前月度分の給与を翌月に支払うこととしており、手当等支給の場合、3月分を4月に支払うこととなります。この場合、4月に支払った手当等は、3月の実績額になりますか。

A 2 3 補助対象経費の算定については、中小企業者における賃金計算の期間にかかわらず、当該会計年度中に支払った額を補助対象経費とします。よって、御質問のケースでは、現に4月に支払が行われているため、4月の実績額となります。

Q 2 4 補助対象期間中に、支援対象従業員が奨学金返還を滞納した場合、どのような扱いになりますか。

A 2 4 代理返還による支援の場合、当該会計年度中に奨学金の債権者へ中小企業者が代理返還した額に補助率を乗じた額が補助額となります。従って、支援対象従業員の滞納の有無に関わらず、代理返還した額により補助額を算定します。

手当等支給による支援の場合、「対象従業員が返還した奨学金の額」か「中小企業者が支援制度に基づき給付した額」のいずれか低い額に補助率を乗じた額が補助額となります。従って、支援対象従業員の滞納により「対象従業員が返還した奨学金の額」が「中小企業者が支援制度に基づき給付した額」よりも少額であれば、「対象従業員が返還した奨学金の額」に補助率を乗じた額が補助額となります。よって、例えば、対象従業員が当該会計年度期間をとおして返還を滞納しており、返還額が0円だった場合、補助額も0円となります。

Q 2 5 年度の途中で繰上返還を行った場合や、返還金額を変更した場合の補助額はどのような扱いになりますか。

A 2 5 繰上返還や返還金額を変更した場合も、補助金額の算出方法に変更はありません。よって、代理返還による支援の場合、当該会計年度中に奨学金の債権者へ中小企業者が代理返還した額に補助率を乗じた額が補助額となります。

手当等支給による支援の場合、「対象従業員が返還した奨学金の額」か「中小企業者が支援制度に基づき給付した額」のいずれか低い額に補助率を乗じた額が補助額となります。繰上返還や返還金額の変更が生じた場合、(様式第4号)変更承認申請書により、県へ変更承認申請を行ってください。

Q 2 6 対象従業員の奨学金返還が猶予となった場合は、どのような扱いになりますか。

A 2 6 返還猶予となった場合も補助金額の算出方法に変更はありません。補助金額の算出方法については、A 2 5を参照ください。

Q 2 7 対象従業員が年度の途中で異動となり、県外事業所勤務となった場合、どのような扱いになりますか。

A 2 7 対象従業員は、県内事業所に勤務していることが要件となるため、県外事業所での勤務を開始した月からは補助対象外となります。

例えば、毎月20日の給与に合わせて手当支給により支援を行っていた従業員が、9月1日異動内示で、10月1日から県外事業所での勤務を開始した場合、10月20日分の手当支給からは補助対象外となります。

なお、当初の補助申請時には計画していなかった異動等により、途中で補助対象から外れることになった場合は、(様式第4号)変更承認申請書により、県へ変更承認申請を行ってください。

Q 2 8 対象従業員が年度途中で退職した場合、どのような扱いになりますか。

A 2 8 対象従業員は正社員であることが要件のため、退職した時点で補助対象外となります。この場合、正社員として在籍していた期間中の支援は補助対象となり、遡って全額が補助対象外となることはありません。ただし、退職に伴い、退職した従業員に対して既に支払われた手当等の全部又は一部の返還義務を負わせる場合は、退職した従業員分だけでなく、当該申請に係るすべての補助が取消となります。

補助対象期間・補助申請関係 (要綱第8条、第9条)

Q 2 9 補助対象期間の「補助申請年度の、最初の補助事業を行う月から最後の補助事業を行う月まで」とは、具体的にどの期間を指しますか。

A 2 9 補助申請を行う補助事業者が、当該会計年度において最初に従業員への奨学金返還支援を実施した月から、最後に支援を実施した月までのことを指します。

Q 3 0 奨学金返還支援自体は4月から実施していたが、補助申請を10月に行った場合、4月から9月までを補助対象期間とすることができますか。

A 3 0 可能です。補助対象期間を「補助申請年度の、最初の補助事業を行う月から最後の補助事業を行う月まで」としているため、現に4月から9月までも補助事業を実施していた場合は、補助対象期間とすることができます。

Q 3 1 補助金交付申請の添付書類は、原本の提出が必要ですか。

A 3 1 不要です。電子申請に対応するため、写しの提出で問題ありません。ただし、履歴事項全部証明書は直近のもの（補助申請年度中に発行されたもの）の写しを提出してください。

Q 3 2 交付申請手続の期間はいつからいつまでですか。

A 3 2 令和8年度は、7月14日から12月28日までとなります。令和9年度以降は、別に県公式ホームページ等により申請手続期間を通知します。

Q 3 3 申請受付開始（7月14日）後、4月から7月13日までに実施した奨学金返還支援を補助対象として申請することはできますか。

A 3 3 可能です。補助対象期間を「補助申請年度の、最初の補助事業を行う月から最後の補助事業を行う月まで」としているため、4月から7月13日までに補助事業者が対象従業員への支援を行っていた場合は、申請することができます。ただし、補助申請年度は会計年度単位のため、3月以前の前年度分は補助対象となりません。

そのほか

Q 3 4 従前から奨学金返還支援に取り組んでいた場合も補助申請は可能ですか。また、従前からの支援分も補助対象として申請することは可能ですか。

A 3 4 従前から奨学金返還支援制度に取り組んでいた中小企業者も本補助制度を利用することができます。ただし、補助対象となるのは、申請日の属する年度に行った支援のみです。それ以前の会計年度に行っていた支援は、補助対象とすることはできません。

Q 3 5 令和8年度に補助金の交付を受けた場合、来年度以降も継続して補助金の交付を受けることができますか。

A 3 5 県の補助事業が続く限り、継続して補助金の交付申請を行うことは可能です。ただし、補助事業は年度単位で実施する事業であるため、交付申請は毎年度行っていただく必要があります。